

安藤 理東京大学社会科学研究所助教に係る論文の不正行為について

平成 23 年 5 月 22 日、本学に対し、安藤 理東京大学社会科学研究所助教（以下「安藤助教」という。）の論文等に不正行為が存在する旨の相談があった。

これを受け、本学においては、社会科学研究所及び同助教が大学院学生として在籍していた教育学研究科において予備調査を実施するとともに、本学の科学研究行動規範委員会¹において関係者からのヒアリング及び既往の論文等との照合を含めて調査・審議を行い、結果をまとめたので、以下のとおりその概要を報告・公表するものである。

1 安藤助教が行った不正行為について

安藤助教は、下記のとおり不正行為（盗用）を行ったものと認める。これらの不正行為は、東京大学における科学研究行動規範に違反し、学術研究機関としての東京大学が長年培ってきた信頼を著しく損なうものである。

- (1) 下記の原著論文には、5 編の論文から出典の記載なく不適切に引き写された箇所が存在し、全体の約 5 割が盗用である。

ANDO, Satoru 「Social Mobility and Support toward Income Redistribution—Focusing on Academic Credential Mobility—」(2011 年 3 月, 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター編『2010 年度参加者公募型二次分析研究会 ISSP を用いた実証研究：国家・市民権・政府の役割に関する国際比較分析 研究成果報告書』, pp. 1-16)

※ウェブ上での公開は、

ANDO, Satoru 「Social Mobility and Support toward Income Redistribution —Focusing on Academic Credential Mobility—」(2011 年 3 月, 東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター編『SSJ データアーカイブリサーチペーパーシリーズ』, No. 45: pp. 1-16)

- (2) 下記の原著論文には、5 編の論文から出典の記載なく不適切に引き写された箇所が存在し、全体の約 5 割が盗用である。

ANDO, Satoru 「Occupational Inheritance and Support for Welfare Policy」(2011 年 3 月, 佐藤嘉倫編『現代日本の階層状況の解明 —ミクロ - マクロ連結からのアプローチ— 第 3 分冊 社会意識・ライフスタイル』現代日本の階層状況の解明研究会（東北大学大学院文学研究科）, pp. 91-108)

¹ 委員長：清水 孝雄（理事・副学長）、委員：山下 友信（大学院法学政治学研究科長）、宮園 浩平（大学院医学系研究科長）、笠木 伸英（大学院工学系研究科教授）、井上 達夫（大学院法学政治学研究科教授）、御園生 誠（独立行政法人科学技術振興機構研究倫理・監査室主幹）、札野 順（金沢工業大学科学技術応用倫理研究所長）、三宅 弘（弁護士）、専門委員：耳塚 寛明（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）

- (3) 下記の学位請求論文には、他者の文献から出典の記載なく不適切に引き写された箇所が 13 箇所存在する。また、出典を記載しているものの、引用符等により引用部分を明確にしていな
い不適切な引用箇所が 1 箇所存在する。

安藤理「福祉国家への態度形成に関する社会学的研究 ―青年期の社会移動経験に着目して―」
(2009 年 7 月, 東京大学大学院教育学研究科博士学位請求論文)

- (4) (3)の学位請求論文を元に作成された下記の著書には、他者の文献から出典の記載なく不適
切に引き写された箇所が 13 箇所存在する。また、出典を記載しているものの、引用符等によ
り引用部分を明確にしていな
い不適切な引用箇所が 1 箇所存在する。

安藤理『福祉国家への態度形成』(2011 年 3 月, 東洋館出版社)

2 本学の対応について

(1) 論文の取り下げ

不正行為(盗用)が確認された論文等について、掲載機関と協議を進め、取り下げ・削除等
の処置を講じている。

(2) 科学研究費補助金の返還

資金配分機関の指導に基づき、適切に対応する。

(3) 再発防止に向けての取組

本学は再発防止のために、以下の取組を行う。

- ① 研究倫理の重要性については、平成 21 年度に教職員・大学院学生に対し「東京大学の科学
研究における行動規範」のリーフレットを作成・配布し、周知を図ってきたが、新たにリーフ
レットを学部学生も対象とした内容に改訂し、教職員・大学院学生・学部学生に配布し、研究
倫理について改めて周知徹底する。なお、同リーフレットを必要に応じて閲覧出来るようホー
ムページに掲載し、本学関係者へ周知を図る。
- ② 研究倫理に関する専門家による講演会の開催等、教職員の意識向上に向けた取組を新たに実
施する。また、教職員に対する研究倫理に関する啓発活動を継続して実施する。具体的には、
採用時の新任教職員研修及び毎年度開催される科研費説明会等において研究倫理に関して継
続的に周知徹底する。
- ③ 学部前期課程、学部後期課程、大学院の各段階における学生を対象に研究倫理に関する指導
の充実を図るよう部局長に要請する。特に、入進学時のガイダンスや実験・演習等の講義にお
ける周知・注意喚起を徹底する。